

|                           |
|---------------------------|
| 健康福祉委員会<br>令和3年2月26日・3月1日 |
| 福祉部 資料 97 番               |
| 所管 介護保険課                  |

## 大田区介護保険条例の一部を改正する条例について

### 1 対象とする条例

大田区介護保険条例（平成12年3月10日条例第22号）

### 2 改正内容

- (1) 大田区介護保険条例第4条第1項第4号及び第14号から第17号の介護保険料額（年額）を改正する。
- (2) 大田区介護保険条例第4条第1項第7号から第13号までの基準所得金額を改正する。
- (3) 介護保険料段階の判定基準となる合計所得基準額の算定に当たり、低未利用土地等の譲渡に係る金額の一部を控除する規定を整備する。（第4条第1項第6号他）
- (4) 介護保険料段階の判定基準となる合計所得基準額の算定に当たり、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除する規定を整備する。（付則第9条第1項から第3項関係）

### 3 改正する理由

介護保険法第129条に基づき、令和3年度から令和5年度を計画期間とする第8期介護保険事業計画における財政の均衡を図るため、同期間の介護給付費等に要する第1号被保険者の保険料を改正する。

また、介護保険法施行令において、平成30年度税制改正による給与所得控除・公的年金控除の見直しに伴う介護保険料の所得段階への影響を遮断する改正とともに、令和2年度税制改正による低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に関する特別控除を定める改正が行われたため。

### 4 施行年月日

令和3年4月1日

### 5 新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">大田区介護保険条例<br/>平成12年3月10日<br/>条例第22号</p> <p>第1条から第3条まで（略）<br/>（保険料率）</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p> <p>（4） 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万9,040円</u></p> <p>（5）（略）</p> <p>（6）（略）</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額と<u>し、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。</u>）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ（略）</p> | <p style="text-align: center;">大田区介護保険条例<br/>平成12年3月10日<br/>条例第22号</p> <p>第1条から第3条まで（略）<br/>（保険料率）</p> <p>第4条 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p> <p>（4） 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>6万1,200円</u></p> <p>（5）（略）</p> <p>（6）（略）</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。<u>以下この項において同じ。</u>）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ（略）</p> |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(7) (略)</p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上<br/><u>210万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p>         | <p>(7) (略)</p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上<br/><u>200万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p>         |
| <p>(8) (略)</p> <p>ア 合計所得金額が<u>210万円</u>以上<br/><u>260万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p>  | <p>(8) (略)</p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>以上<br/><u>250万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p>  |
| <p>(9) (略)</p> <p>ア 合計所得金額が<u>260万円</u>以上<br/><u>320万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p>  | <p>(9) (略)</p> <p>ア 合計所得金額が<u>250万円</u>以上<br/><u>300万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p>  |
| <p>(10) (略)</p> <p>ア 合計所得金額が<u>320万円</u>以上<br/><u>370万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> | <p>(10) (略)</p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円</u>以上<br/><u>350万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> |
| <p>(11) (略)</p> <p>ア 合計所得金額が<u>370万円</u>以上<br/><u>420万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> | <p>(11) (略)</p> <p>ア 合計所得金額が<u>350万円</u>以上<br/><u>400万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> |
| <p>(12) (略)</p> <p>ア 合計所得金額が<u>420万円</u>以上<br/><u>520万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>              | <p>(12) (略)</p> <p>ア 合計所得金額が<u>400万円</u>以上<br/><u>500万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>              |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>イ（略）</p> <p>(13)（略）</p> <p>ア 合計所得金額が<u>520万円以上</u>700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ（略）</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者<br/><u>19万800円</u></p> <p>アからイまで（略）</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者<br/><u>21万2,400円</u></p> <p>アからイまで（略）</p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者<br/><u>23万4,000円</u></p> <p>(17) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>25万5,600円</u></p> <p>アからイまで（略）</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1万8,000円とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万8,000円」とあるのは、「2万8,800円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から</u></p> | <p>イ（略）</p> <p>(13)（略）</p> <p>ア 合計所得金額が<u>500万円以上</u>700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ（略）</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者<br/><u>18万7,200円</u></p> <p>アからイまで（略）</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者<br/><u>20万8,800円</u></p> <p>アからイまで（略）</p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者<br/><u>22万6,800円</u></p> <p>(17) 前各号のいずれかに該当しない者 <u>24万4,800円</u></p> <p>アからイまで（略）</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1万8,000円とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万8,000円」とあるのは、「2万8,800円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>にお</p> |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「1万8,000円」とあるのは、「4万6,800円」と読み替えるものとする。</p> <p>第5条から第20条まで（略）</p> <p>付 則</p> <p>第1条から第8条まで（略）</p> <p><u>（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）</u></p> <p><u>第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」</u></p> | <p>ける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「1万8,000円」とあるのは、「4万6,800円」と読み替えるものとする。</p> <p>第5条から第20条まで（略）</p> <p>付 則</p> <p>第1条から第8条まで（略）</p> |

| 新   | 旧 |
|---|---|
| <p><u>とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>付 則</u><br/><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の第4条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p> |   |